

令和2年10月30日発信

## 北海道市場協会花き市場部会の開催や 卸売市場法関連情報などについて

### I. 北海道市場協会花き市場部会を開催

令和2年10月20日(火)13時よりホテル札幌ガーデンパレスにて、令和2年度花き市場部会を開催しました。

北海道経済部中小企業課 児玉哲寛主幹及び赤坂奈津子主査、北海道農政部農産振興課 藤田眞美子課長及び佐藤知華子課長補佐、福島県北海道事務所 菅野英二次長、ホクレン農業協同組合連合会 附田康之考査役、北海道花き生産連合会 中西洋一会長を来賓に迎え、出席者17名で行われました。

冒頭、部会長の札幌花き園芸株式会社 田嶋久嗣代表取締役社長より挨拶があり、田嶋部会長の司会進行で議事が進められました。

会議は、はじめに北海道からの説明と意見交換で、児玉主幹からは、北海道の卸売市場の活性化に向けてなど、藤田課長からは、本年7月14日に制定された北海道花きの振興に関する条例や花き振興施策などに関する説明があり、様々な質疑や花き振興に対する道の施策への要望などが行われました。

引き続き、花き市場の課題を議題として、福島県の新田次長から福島県産花きの状況や、生産連の中西会長からの道内花き生産の状況などの説明に始まり、参加の道内花き市場から新型コロナウイルス感染症の取扱や売上への影響、花きの生産・消費拡大の取組やその課題に、物流の経費高騰や確保が大きな課題となっており、集荷へも影響を及ぼしている実情、今後の市場運営など様々な課題提起や情報交換が行われました。

最後に、その他として、事務局から休開市日一覧や取扱高速報などの説明と、田嶋部会長から、お盆時期の休市日の設定などについて補足説明があり、予定時間を超えて終了しました。

## II. 卸売市場法関連情報について

6月からの改正卸売市場法の施行に伴い、北海道が振興局向けに発出した「卸売市場法に関する事務取扱要領」に指導・検査が規定されています。

一つは、卸売市場に対する定例的な訪問として、概ね2～3年に1回市場に訪問し、開設者の協力のもと、法に基づく卸売市場の業務の適正かつ健全な運営を確認するために行い、極力相手方に書類等の作成を求めないとされており、今年度既に幾つかの市場に訪問しており、認定申請の際の内容の確認や各種の公表事項の確認、その他の取引ルールの状況などを確認するといった内容で行われています。

そして、二つ目に法第12条第2項の規定に基づき開設者に対して検査権限を行使する、立ち入り検査が規定されています。関係規定の抜粋は次のとおりです。

### 卸売市場法に関する事務取扱要領(総合振興局・振興局用) 指導・検査関係抜粋

#### II 指導・検査

##### 1 卸売市場への指導・助言

###### (1) 目的

法第14条において読み替えて準用する法第9条に基づき、開設者に対し、卸売市場の業務の適正かつ健全な運営を確保するために行う。

###### (2) 定例的な訪問による指導

概ね2～3年に1回実施する。(毎年、本庁より当該年度の定例的な指導の実施予定について照会する。)原則、訪問により実施する。

###### (3) 随時の訪問による指導

運営状況報告書、開設者からの相談、卸売市場に対する通報等に基づき、必要に応じて指導を行う。

###### (4) 指導の留意点

###### ①検査との違い

開設者の協力のもと、法に基づく卸売市場の業務の適正かつ健全な運営を確保するために行うものであり検査権限に基づくものではない。

###### ②事前準備

指導に当たっては、対象市場の認定申請の内容、業務規程及び運営状況報告書により概要を把握することとし、極力、相手方に書類等の作成を求めないこと。

###### ③指導の方法

法及び業務規程に沿った運営が適切に行われていることを確認のうえ、適切に行われていない場合には、運営の改善や業務規程の改正等について口頭又は文書により指導又は助言する。

###### (5) 指導結果報告書：指導結果報告書の作成と、振興協から本庁への報告の規定～省略

## (6) 措置命令、検査権の行使

正当な理由なく開設者が指導に従わない場合には法に基づく措置命令を行使することができるほか、定例的な指導を拒否する場合その他必要な場合には、法に基づく検査権を行使することができる。

## 2 卸売市場への検査

### (1) 根拠等

法第 14 条において読み替えて準用する法第 12 条第 2 項の規定に基づき、地方卸売市場の開設者に対する検査権限を行使するものである。

### (2) 検査の実施

運営状況報告書、通報等に基づくほか、必要に応じ、実施する。

検査が必要な場合は、本庁に市場名、検査時期、理由等を連絡のうえ実施する。

### (3) 検査権の行使

検査は、検査に必要な知識、経験を有する職員の中から検査ごとに知事に委任された総合振興局長又は振興局長が指名する者（以下「検査員」という。）によって行うものとする。

### (4) 検査員の構成

検査は、その公正を期するため、2名以上の検査員が1組となって行うものとする。

### (5) 検査員証：検査員証の発行等の規定～省略

### (6) 検査の準備

#### ①検査通知

検査の実施にあたっては、あらかじめ相手方にその旨通知する通告検査を原則とするが、必要に応じて無通告検査を行うものとする。

#### ②検査確認書類

検査通知にあたっては、検査当日に確認等を行う事項を明示した別記第9号様式の「検査確認書類」を添付するものとする。

### (7) 検査の留意点

#### ①立会

検査に当たっては、開設者の責任者1人以上の立会いを得て行うものとする。

必要に応じ、卸売業者が同席することを妨げるものではない。

#### ②私物検査の制限

相手方の役職員等の私物については、検査を行ってはならない。

ただし、検査上特に必要がある場合において、相手方の役職員等の承諾を得たときは、この限りではない。

#### ③相手方に対する配慮

検査員は、検査に当たっては不当に相手方の業務の執行に支障を及ぼすことのないように留意するとともに相手方に無用の負担を負わせないようにするものとする。

- ④品位の保持：公務員としての品位保持と検査に対する信頼向上の規定～省略
- ⑤検査の内容・手順：案件に応じて具体的な手順を定めて実施する等の規定～省略
- ⑥講評

検査員は、検査を終了するに際して相手方に対し、検査によって明らかになった事項について講評を行い、相手方がその欠陥の是正、長所の伸長を図るよう努めるものとする。この場合において相手方に意見を述べ又は質問をする機会を与えなければならない。

- (8) 検査報告書：検査報告書の作成と振興局から本庁への検査結果報告の規定～省略
- (9) 検査結果の通知等

- ①文書による通知

検査の結果については、相手方に対し文書で通知する。

- ②改善措置の求め

指摘事項等（改善すべき事項、その他必要な指示事項等）については、改善措置について回答を求める。

- (10) 秘密の保持：守秘義務規定～省略

### Ⅲ. 新型コロナウイルスの感染予防対策の推進について

新型コロナウイルス感染者の増加が続く中、北海道が令和2年10月28日に警戒レベルを「ステージ2」に引き上げて、11月10日までを集中対策期間としています。

卸売市場の皆様には、各施設の実情に応じた感染予防対策や従業員の感染予防・健康管理等の取組を推進していただきますようお願いいたします。

なお、新型コロナウイルスの感染予防対策や支援の情報などが、国や北海道のホームページで公開されています。

(農林水産省ホーム > 注目情報 新型コロナウイルスについて)

(内閣官房ホーム > 新型コロナウイルス感染症対策)

(厚生労働省ホーム > 新型コロナウイルス感染症について)

(北海道ホーム > 新型コロナウイルス感染症に関する情報)